ユビキタスネット社会の制度問題検討会 第1回会合 議事要旨(案)

1 日時:平成18年2月21日(火)15:00~17:00

2 場所:総務省9階901会議室

3 出席者:

(1) 構成員

堀部政男座長(中央大学大学院)、指宿信座長代理(立命館大学大学院)、大谷和子構成員(株式会社日本総合研究所)、岸上順一構成員(日本電信電話株式会社)、小向太郎構成員(情報通信総合研究所)、玉井克哉構成員(東京大学)、寺田眞治構成員(株式会社インデックス)、平野晋構成員(中央大学)、別所直哉構成員(ヤフ一株式会社)、横山経通構成員(弁護士)、脇浜紀子構成員(よみうりテレビ)

(2)事務局(総務省)

竹田情報通信政策局長、近藤情報通信政策研究所調査研究部長

4 議事経過:

- (1) 情報通信政策局長挨拶 竹田情報通信政策局長から挨拶がなされた。
- (2) 開催要綱(案)について事務局から、資料1-1に基づき、開催要綱について説明がなされ、決定された。
- (3)会議の公開等につい 事務局から、資料1-2に基づき、会議の公開等について説明がなされ、決定された。
- (4) 座長、座長代理の選出 構成員の互選により堀部構成員を座長として選出。堀部座長より、指宿構成員を 座長代理として指名した。
- (5)検討会の進め方について 事務局から、資料1-3に基づき、検討会の進め方について説明がなされた。
- (6) 主な論点(案)について事務局から、資料1-4に基づき、主な論点(案)について説明がなされた。
- (7) 構成員からのプレゼン1 指宿構成員から、資料1-5に基づき、①スパイウェア規制と②司法・立法の IT 化について、問題点の指摘等がなされた。
- (8) 構成員からのプレゼン2 小向構成員から、資料1-6に基づき、ID情報の自動収集等のユビキタスネット社会における個人情報等の利用に関する論点について、問題点の指摘等がなされた。
- (9) 構成員からのプレゼン3

平野構成員から、資料1-7に基づき、従業員の社内電子メールに対する企業の 監視について、主にアメリカの判例を素材として問題点の指摘等がなされた。

(10) 各論 (スパイウェアについて)

事務局から、資料1-8に基づき、スパイウェアの定義例、スパイウェアの現状 等、米国におけるスパイウェア対策について、説明がなされた。

(11) 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換が行われた。主な質疑、意見等は次のとおり。

- 〇違法コピーを防止する目的で利用者のパソコンに情報収集ソフトをインストール する行為については、著作権法保護という目的を考えれば、違法性が阻却される 余地もあるのではないか。
- 〇米国では、利用者のパソコンからサービスやサポートのために情報を収集する際 は、予め承諾画面を表示して利用者の同意を得るのが一般的。
- 〇スパイウェアの定義は、米国のスパイウェア対策の業界団体 ASC (Anti-Spyware Coalition) が提示している4要件に概ね収斂するのではないか。
- 〇米国の連邦議会に提出されたスパイウェア規制法案中の定義も、この4要件に沿ったもの。業界団体サイドから定義するとこのような定義になるのではないか。 これに対し、消費者サイドから定義すると、目的要件をもっと緩やかにした、より広範な定義となるのではないか。
- ○最近ではスパイウェアよりもボットの方が深刻な問題であるとの指摘もある。スパイウェアとボットでは動作の仕方等が異なるので、スパイウェアに特化して議論すると、ボットが規制の枠組から抜けてしまう可能性があるのではないか。
- ○現状ではまだ携帯電話にスパイウェアが入ることはないが、時間の問題かもしれない。他方、携帯電話は、スパイウェア等のセキュリティ上の問題を意識するあまり、いつまでも閉じたネットワークのままで、オープン系のビジネスに移行できないという問題もある。
- ○実務上は、法律上の定義よりも、ウイルス対策ソフトがどのようなソフトウェア をスパイウェアとして認定するかが重要。ウイルス対策ソフトの定義ファイルが 事実上の標準となってしまうのではないか。
- 〇スパイウェアと個人情報保護の双方に共通する問題として、利用者の同意の有無が重要となる場面が今後ますます増大すると予想されるが、最近の株の誤発注事件からも明らかなように、警告画面の処理一つをとっても利用者側の対応能力に限界が生じつつある。利用者からの同意取得のあり方について、利用者の心理や認知といった側面も考慮した議論が必要ではないか。

(12) 今後のスケジュール

事務局から、資料1-9に基づき、検討会の進め方について説明がなされ、了承された。